

第1部

基本的考え方について

第1部 基本的考え方について

1 計画策定の趣旨

私たちが目指す男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、それぞれの人権が平等に尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会です。そして、男女の差なく、政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を享受することができ、責任についても男女が共に担う社会です。このような社会では、男性も女性も共に、職場、家庭、地域などで個性と能力を發揮し、一人ひとりの人権を尊重し、助け合いながら、豊かな生き方を実現することができます。

本県におきましては、このような社会をつくるため、平成13年に福岡県男女共同参画推進条例を制定し、平成14年に第1次福岡県男女共同参画計画、平成18年には第2次福岡県男女共同参画計画を策定して、積極的な施策を展開してきました。

こうした取組により、審議会等における女性の登用率が着実に上昇するなど人材の育成が進みました。また女性の労働力率が20歳代後半から30歳代前半まで低くなる「M字カーブ」は改善の方向にあり、働き続ける女性が増加するなど、成果をあげてきました。

しかし、固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、我が国のジェンダー・エンパワーメント指数（女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの）は世界57位（国連開発計画「Human Development Report」2009年）と先進国の中でも著しく低い状況にあります。また、依然として職場における男性との処遇の格差がみられるだけでなく、女性の多くが非正規労働者という不安定な雇用状態にあるなど、女性の自立と社会参画は十分に進んでいません。

そのような中で、昨今の世界同時不況による雇用環境の厳しさにより、特に母子家庭の母親や配偶者からの暴力被害女性などは、経済的、精神的により困難な状況を強いられることとなっています。このような困難な状況は、男女共同参画社会の実現を大きく損なう重視すべき課題です。

一方、少子高齢化が進み、人口と生産年齢人口（15～64歳）は共に減少に転じるなかで、女性の自立と幅広い分野への参画を進め、女性の個性と能力を男性と共に社会に活かしていくことは、新たな活力ある社会づくりを進めるうえで、ますます重要になってきています。

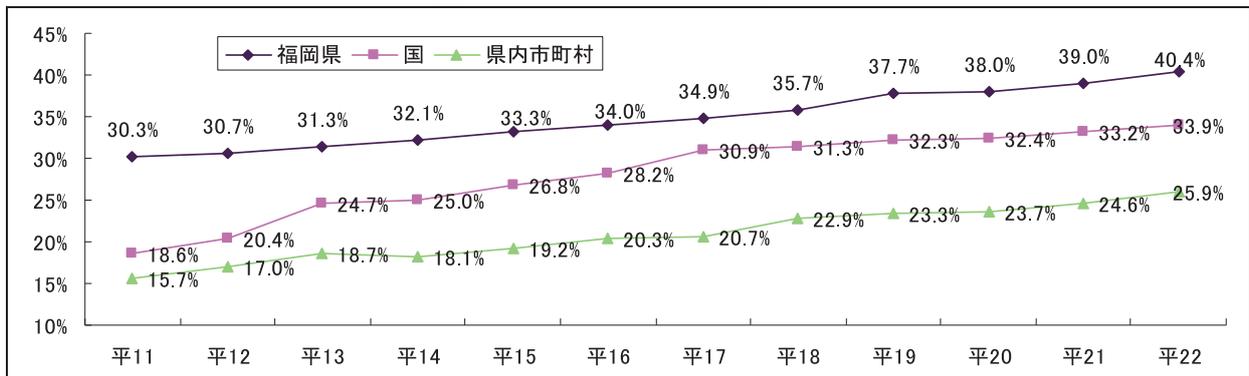
「第3次福岡県男女共同参画計画」は、このような観点から、重点的な施策を明らかにしつつ、総合的、計画的に男女共同参画を推進するために策定しました。幅広い県民の皆さんの理解のもと、多様な主体の協働による新しい共助社会を築きながら、女性の社会参画と女性が抱える困難の解決を主眼に、課題を解決していく実践的な活動を進め、男女共同参画社会の実現を目指します。

2 男女共同参画の推進に関する福岡県の現状

(1) 様々な分野への女性の参画（福岡県男女共同参画推進課調べ）

県審議会等（附属機関及び要綱等により設置された協議会等）における女性委員比率は、平成22年4月1日時点で40.4%となっています（女性委員がいる審議会比率は98.9%）。市町村の審議会等女性委員比率平均は25.9%で、いずれも全国平均より高くなっています。しかしながら、県・市町村議会議員のうち女性議員は11.5%（平成21年12月31日現在）、県内の女性自治会長は6.6%（平成22年4月1日現在）など、幅広い分野を変革していく状況までには至っていません。

審議会等における女性委員比率



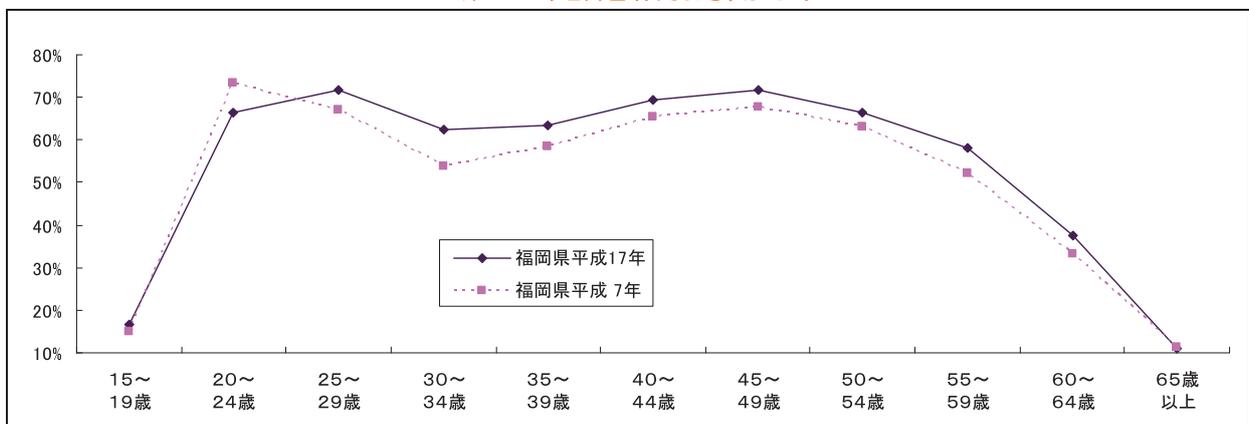
備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

(2) 女性の就労（総務省「国勢調査」、「就業構造基本調査」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より）

福岡県の女性の年齢階級別労働力率は、出産・育児期の20歳代後半から落ち込み、30歳代前半で最も低くなり、その後再び上昇する「M字カーブ」を描いており、全国とほぼ同様の形状となっていますが、底の部分は平成7年から17年の10年間で8.6ポイント上昇しています。

また、非正規労働者のうち女性が69.3%（平成19年）を占めており、女性の給与水準は、男性を100とした場合68.9（全国は68.6、平成21年）となっています。

女性の年齢階級別労働力率



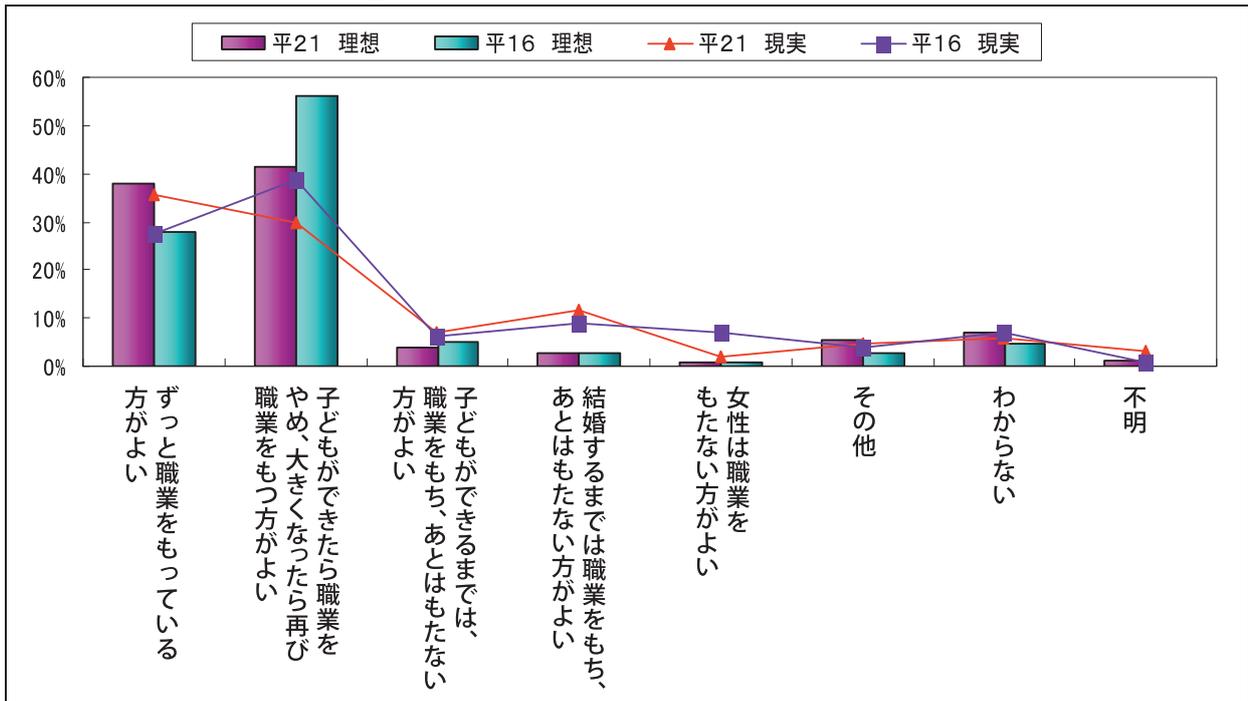
備考：総務省「国勢調査」

(3) 県民の意識 (福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」平成22年より)

女性が職業を持つことについては、「ずっと職業をもっている方がよい」が5年前の27.7%から38.0%に増加しました。

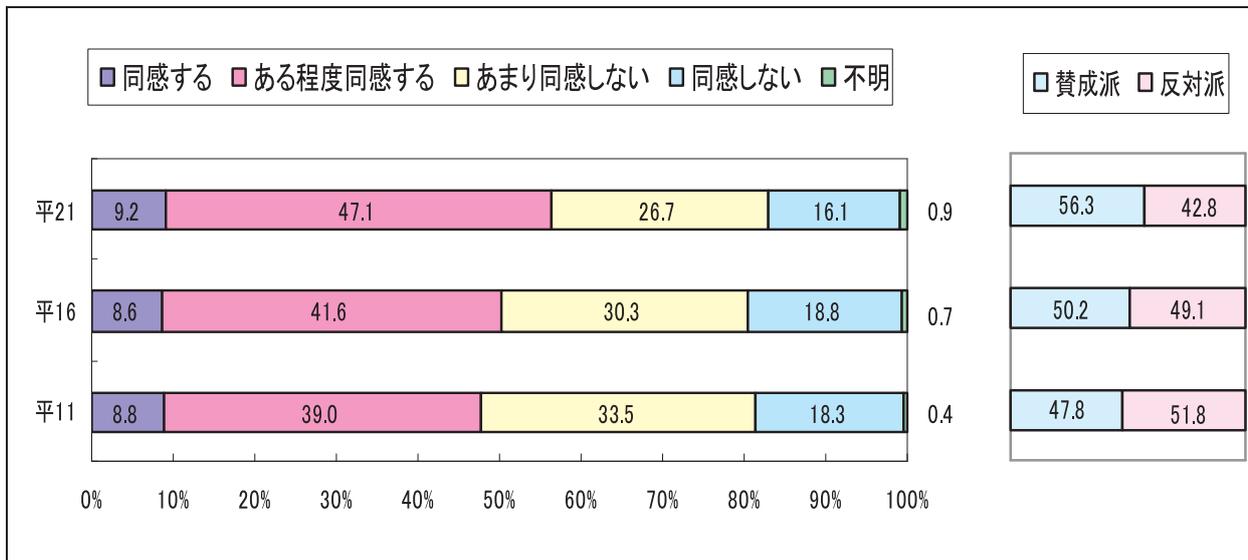
一方「男は仕事、女は家庭」の考え方については、賛成派が5年前の50.2%から56.3%に増加しました。(これには、昨今の経済情勢による厳しい雇用環境や、仕事と家庭の両立が難しいことなどの影響も考えられます)

女性の働き方について“理想”と“現実”



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

性別役割分担意識 ～「男は仕事、女は家庭」という考え方について～



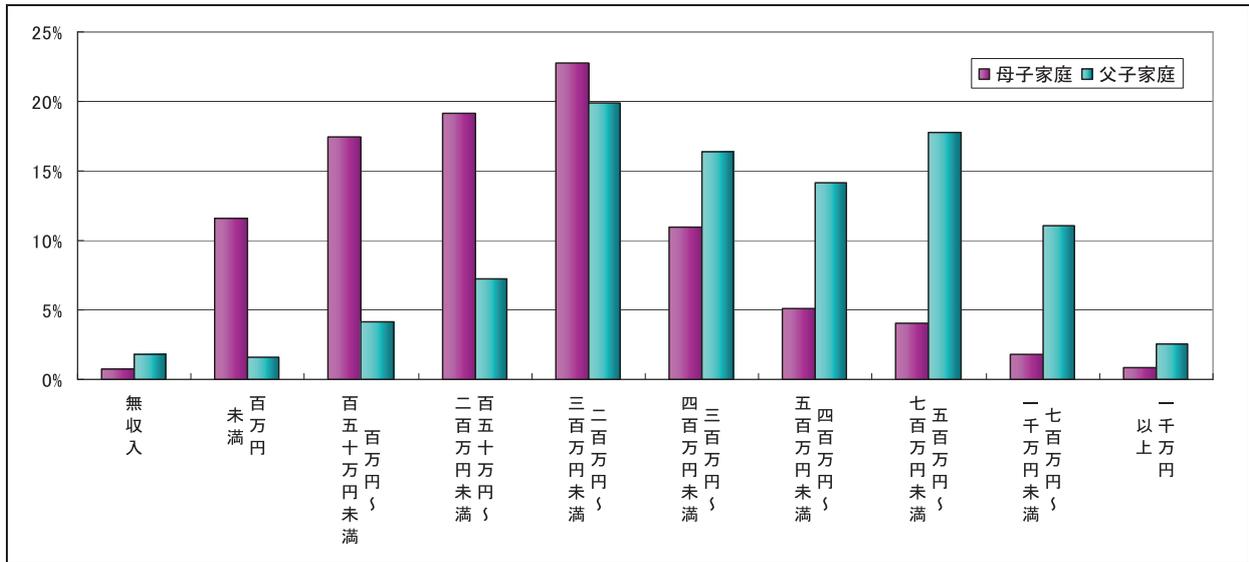
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

(4) 母子世帯、配偶者からの暴力被害女性の状況（福岡県「母子世帯等実態調査」平成19年、福岡県調査統計課調べ、福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」平成22年、内閣府「配偶者からの暴力の被害者の自立支援等に関する調査」平成19年より）

福岡県の母子世帯は約6万9千世帯で、10年間で33%増加しています。母子世帯の母親の84%が仕事を持っていますが、そのうち52%が非正規労働者です。年収は200万円未満が49%となっています。

配偶者や交際相手から身体的な暴力を受けた経験がある女性は19.5%となっています。また配偶者からの暴力被害者のうち、「心身の不調や乳幼児がいるなどの理由で、仕事を探したいが探せない」人が49%となっています。

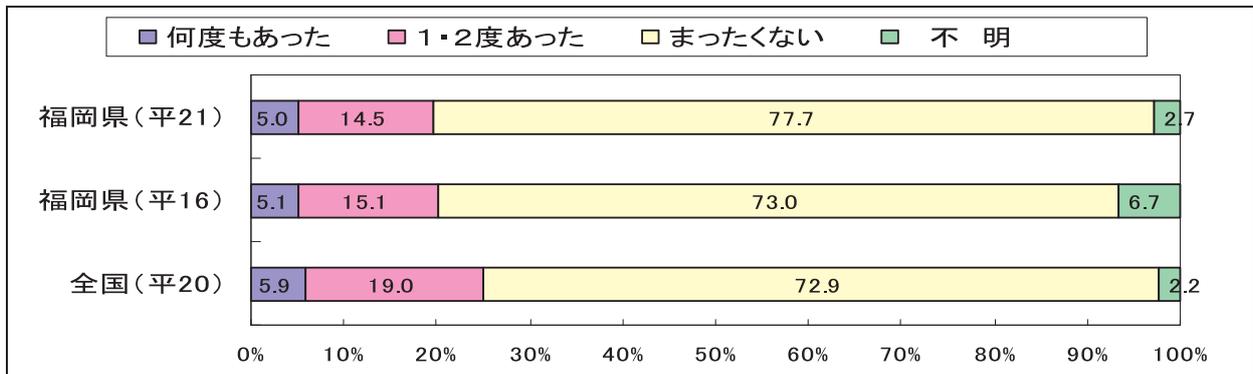
母子家庭世帯の年間税込収入



◆ 平均年収 母子家庭世帯 約 244万円
父子家庭世帯 約 444万円

備考：福岡県「母子家庭世帯等実態調査」（平成19年）

配偶者等から身体的な暴力を受けた経験（女性）

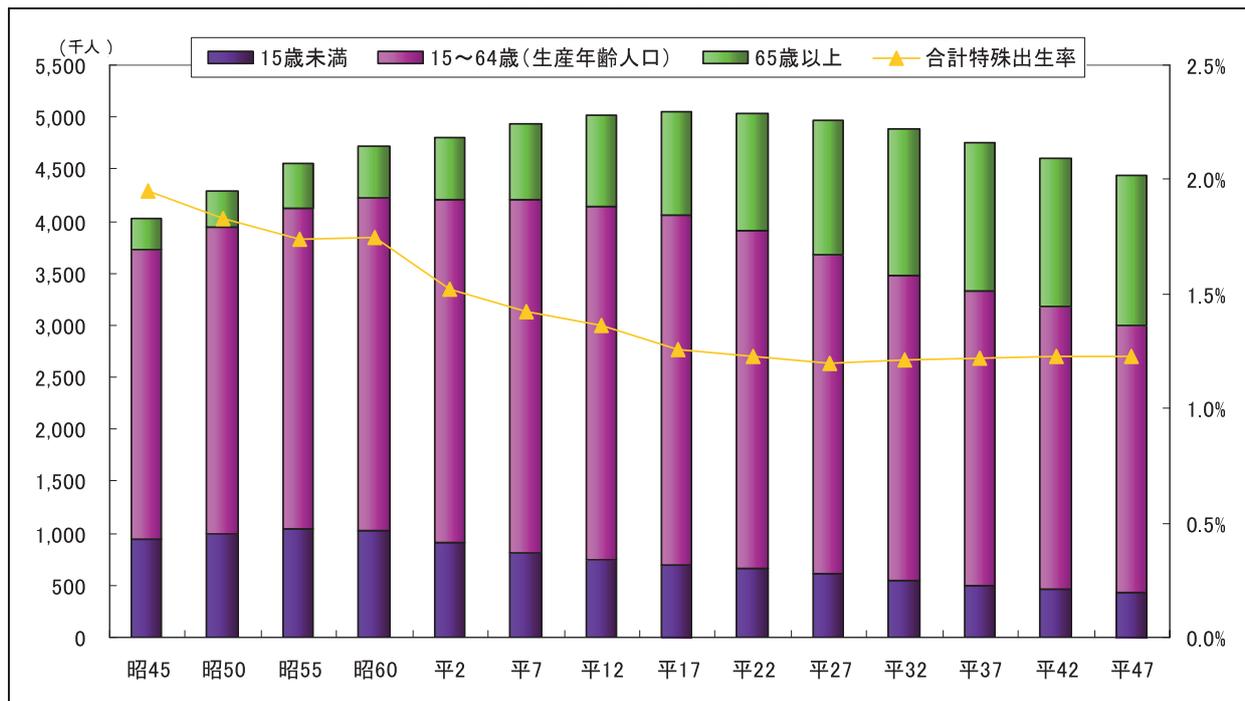


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

(5) 人口等（福岡県調査統計課「福岡県の人口と世帯（推計）」、厚生労働省「人口動態統計」、総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」より）

福岡県の人口、約507万人で、うち女性は約267万人（52.7%）となっています（平成22年9月1日現在）。合計特殊出生率は1.37（平成21年度、全国と同率）、高齢者人口割合は19.8%（17年、全国20.1%）となっており、生産年齢人口は平成17年の333万人が平成47年には256万人へ減少すると予測されています。

福岡県の人口の推計



備考：平成17年までは総務省「国勢調査」、平成22年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」

3 計画の性格

(1) 男女共同参画社会基本法及び福岡県男女共同参画推進条例に基づく計画です。

男女共同参画社会基本法第14条第1項に基づく「都道府県男女共同参画計画」であり、福岡県男女共同参画推進条例第21条第1項に基づく男女共同参画の推進に関する基本的な計画です。

(2) 福岡県の施策の大綱及び施策を推進するために必要な事項を定めるものです。

男女共同参画の推進に関し、総合的、計画的に講ずべき施策について、体系化し、今後の方向性を定めるとともに、施策の推進にあたり、福岡県の現状を考慮し、県内において実施すべき事項を定めるものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

5 計画の構成

第1部は、「基本的考え方」として、計画策定の趣旨、計画の性格、期間等を記述しています。

第2部は、「施策体系」、「主要な観点」、「目標」、「施策の方向」、「具体的施策」で構成しています。「具体的施策」は、5つの目標ごとに、各担当部局が計画期間に実施することを具体的に記述しています。

第3部は、これらの取組を総合的・計画的に推進するための「推進体制」について記述しています。